

## 現行条例と改正法の比較

※改正法に基づき、条例で定める事項  
 法律上必要な事項→◎  
 法律上任意で定める事項→○

## 【現行条例】

## 【改正法】

## 第1章 総則

(目的、定義、市・市民の責務)

## 第1章 総則

(目的、定義(官民共通)、基本理念)

## 第2章 国及び地方公共団体の責務等

## 第3章 個人情報の保護に関する施策等

## 第5章 第1節 総則

(定義(公的部門固有のもの、○条例要配慮個人情報))

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の取扱い

(保有・取得に関する制限、利用・提供に関する制限、電子計算機結合の制限、適切な管理、従事者の義務)

## 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル簿の作成及び公表)

## 第5章 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供に関する制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限)

## 第5章第3節 個人情報ファイル

(○個人情報ファイル簿の作成・公表)

## 第4章 開示、訂正及び利用停止

(保有個人情報の開示義務、開示請求等の手続、費用の負担、審査請求の手続)

## 第5章第4節 開示、訂正及び利用停止

(○保有個人情報の開示範囲、○開示請求等の手続、◎手数料)

## 第5章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者の責務、苦情の処理のあっせん等、出資法人等の責務)

## 第3章 個人情報の保護に関する施策等

(区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん)

## 第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(提案の募集、提案の審査等、◎手数料)

## 第5章第6節 個人情報の保護に関する施策等

(○地方公共団体の審議会等への諮問)

## 第6章 個人情報保護委員会

(設置、監督及び監視の権限、法の施行状況の公表、地方公共団体への情報提供・助言、条例を定めたときの届出)

## 第6章 雑則

## 第7章 罰則

## 第7章 雑則

## 第8章 罰則